

沖市保幼第 329015 号
令和 4 年 3 月 29 日

愛香保育園

園長 仲宗根 寛明 様

沖縄市長 桑 江 朝千夫
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休園要請等について

平素より本市の教育・保育行政へご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴園より新型コロナウイルスの感染者が確認されたことから、感染の拡大防止を図るため、貴園に対する休園や保護者に対する休園期間中の児童の健康観察の依頼及び在園児や職員の登園・出勤の再開等について、下記のとおり要請いたします。

また、市からの要請を受けて実施する感染防止の取り組み等について、保護者へ周知とご協力依頼を貴園から実施するよう重ねてお願いいたします。

記

1. 休園期間について

市と沖縄県で協議した結果、令和 4 年 3 月 29 日から令和 4 年 4 月 4 日までの休園を要請します。

※在園児や職員に新たな陽性患者が確認された場合、休園要請期間を延長することがあります。

※施設の消毒や濃厚接触者の特定の後、感染拡大防止を図ることで、休園要請期間を短縮することがあります。

2. 休園期間中の児童の健康観察等について

保護者に対して、休園期間中は児童の健康観察（検温等）を行い、発熱等の症状がでたら保健所とともに貴園にも連絡するよう依頼してください。

また、職員についても、上記と同様に健康観察（検温等）などを行ってください。

3. 休園期間後の在園児又は職員の登園・出勤の再開について

休園期間後も、次に示す条件の児童又は職員の登園・出勤を停止してください。

① 新型コロナウイルスに感染した児童又は職員

治癒するまで、登園・出勤を停止してください。

② 保健所に濃厚接触者と特定された児童又は職員

新型コロナウイルスの感染者に最後に接触した日から 7 日間又は保健所から指示のある期間の登園・出勤を停止してください。

③ ①②以外の児童又は職員

1 の休園期間以後、登園・出勤が可能とします。

4. 保育料の日割りにについて

市からの要請を受けて休園等を実施した場合、次に示す期間の保育料を日割りすることについて、保護者へ周知願います。

① 休園前に実施した家庭保育の協力期間（濃厚接触者を確認し、貴園が保護者に依頼した期間）

② 休園期間

③ 濃厚接触者に特定された児童で登園を停止する期間

④ 新型コロナウイルスに感染した児童で治癒するまでの期間

5. 感染症対策としての消毒について

① 保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。

② 濃厚接触者の特定及び保健所への報告、濃厚接触者への PCR 検査を勧奨してください。

6. 園を利用する保護者に対する人権尊重等の配慮願いにについて

園を利用する保護者には、新型コロナウイルスに感染した児童や職員の人権尊重や個人情報保護に最大限のご理解とご配慮をいただきますようご依頼ください。

【関係機関の連絡先】

・ 沖縄市役所 保育・幼稚園課

担当者：添石・上地・山本

電 話：098-939-1212（内 3139・3133・3179）

・ 沖縄県コールセンター（新型コロナウイルス感染症に対する相談）

電 話：098-866-2129

・ 中部福祉保健所

電 話：098-938-9701